

## 1

## 景観ガイドラインの利用にあたって

## 景観ガイドライン（色彩編）の位置づけ

府中市では、これまでの府中市都市景観基本計画を再構築し、美しい風格のある府中らしい景観を実現するため、府中市景観計画を策定しました。

このガイドラインは、府中市景観計画の景観形成基準のうち、色彩に関する基準について解説したもので、色彩景観の基本的な方針とともに、色彩景観形成の考え方や望ましい色彩の例を示したものです。また、「府中市景観条例」に定められた届出制度や事前協議のほか、開発事業などの指針としての役割を担うものです。

また、色彩景観の基本的な方針や考え方、望ましい色彩については、届出対象以外の行為についても、配慮して頂きたい事項です。

## 景観ガイドラインの使い方

建築物や工作物等の新築・新設、塗り替えなどを計画された場合は、下記の色彩選定の流れに沿って各ページに進んでください。府中市における色彩景観の考え方や、個々の建物の色彩選定の参考となる内容までを総合的に紹介しています。

## 2

## 色彩選定の流れ

## 市内で建築物・工作物等の色彩を計画している方

1. 景観ガイドラインの利用にあたって
2. 色彩選定の流れ

このガイドラインを参照し、府中市の景観を彩る新たな資源となるような色彩を検討してください。

## 色彩の基本的な考え方を知る

3. 府中市がめざす色彩景観
4. マンセル表色系
5. 府中市色彩景観の基礎知識と配慮事項

建築物・工作物等の外装色を考えるうえで、市民や事業者、設計者などのみなさんに知っていただきたい色彩景観の基本的考え方をまとめています。

## 全市共通のルールを確かめる

6. 色彩景観形成の基本的考え方

府中市景観計画を踏まえた、色彩景観の形成について基本的考え方を解説しています。

## 地域別・規模別のルールを確かめる

7. 景観形成推進地区の色彩基準
8. 一般地域の色彩基準
9. 大規模開発事業の色彩基準

景観の地域特性や規模に応じて、対象を区分し、それぞれの景観にふさわしい色彩の考え方や望ましい色彩を紹介しています。

## 必要な手続きなどを確かめる

10. 届出と事前協議の進め方

一定規模以上の建築物、工作物等の色彩を計画・変更する際に必要な手続きなどを紹介しています。

府中市では、景観づくりの基本理念として、

- 居心地のよい生活環境があるまち
- 府中らしい自然や緑のあるまち
- 歴史や文化の奥行きを感じさせるまち

をめざして、市民や事業者の皆さんと一緒に景観づくりを進めていきます。また、大切にしたい府中らしさとして、以下の要素を守ります。

- ・ 多摩川や崖線の自然や緑
- ・ 武蔵国府からの長い歴史
- ・ 緑豊かなゆとりある生活環境

これらを受けて、次のような色彩景観の実現をめざします。

#### 豊かな緑と調和したうるおいのある色彩景観

私たちが暮らす府中市は、天然記念物である「馬場大門ケヤキ並木」をはじめ、崖線、多摩川、浅間山など景観の骨格となるまとまった緑が広がっています。また、大規模な公園や施設の緑や、街路樹も大きく成長しています。こうした、街並みにうるおいと安らぎを与えてくれる豊かな緑と調和し、四季の変化を感じさせる自然の彩りがよりいっそう際立つ色彩景観をめざします。

#### 歴史や文化を継承した落ち着いた風格のある色彩景観

武蔵国府が置かれ、多くの史跡が市内に広がる歴史のあるまちとして、様々な時代の歴史的・文化的景観資源の色彩を際立たせるとともに、現代の街並みにも受け継がれている落ち着いた風格、そして暖かみのある色彩を生かした色彩景観をめざします。

#### 地域の個性を大切にした変化と活力のある色彩景観

市内には、住宅地や商業地のほかに、大規模な施設や工場など多様な景観がみられ、それぞれに特徴ある色彩が用いられています。建物の外装は穏やかで暖かみのある色彩が基本といえますが、地域の個性を大切に、来訪者を暖かく迎え、にぎわいや都市の活力が感じられる色彩景観をめざします。



馬場大門ケヤキ並木の景観



府中崖線の景観



多摩川沿いの景観

府中市がめざす色彩景観を実現するため、一定規模以上の建築物等に色彩の基準を定めます。そのため、さまざまな色彩を正確かつ客観的に表す必要があります。景観計画ではマンセル表色系を使用しています。マンセル表色系は、JISにも採用され多くの国々で使用されている、色彩のものさしともいえる尺度で、ひとつの色彩を【色相(いろあい)】【明度(あかるさ)】【彩度(あざやかさ)】という3つの属性によって表現します。

### 色相 (いろあい)

色相は、いろあいを表します。10種類の基本色(赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫)の頭文字をとったアルファベット(R, YR, Y, GY, G, BG, B, PB, P, RP)とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yのように表記します。

### 明度 (あかるさ)

明度は、あかるさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

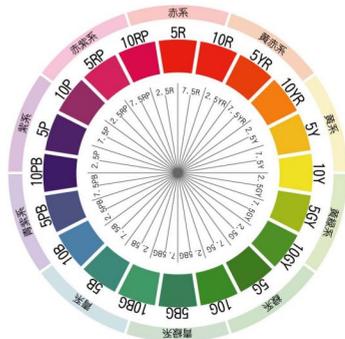
### 彩度 (あざやかさ)

彩度は、あざやかさの度合いを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。

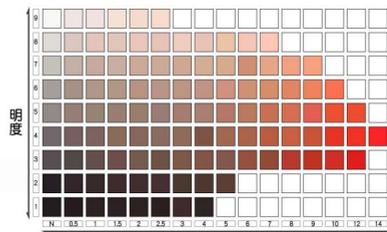
逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなり、赤の原色の彩度は14程度です。

### マンセル記号

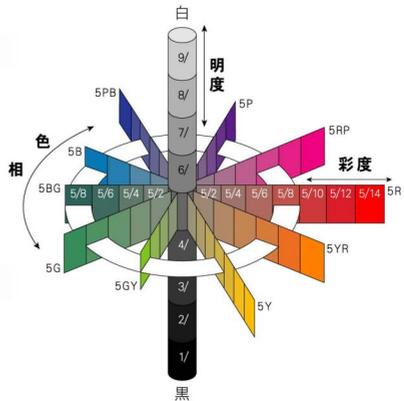
マンセル記号は、これら3つの属性を組み合わせ、ひとつの色彩を表記する記号です。有彩色は10YR8.5/1.5のように、色相、明度/彩度を組み合わせて表記し、無彩色は、N4.0のようにニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表記します。



色相 (マンセル色相環)



明度 (あかるさ) と彩度 (あざやかさ)



マンセル表色系のしくみ

**10YR 8.5 / 1.5**

色相=色合い 明度=明るさ 彩度=鮮やかさ  
10ファイアール 8.5 の 1.5

**N 4.0**

無彩色 明度=明るさ  
エヌ 4.0

マンセル表色系の読み方

### 周囲の建築物等との色彩調和

府中市には多摩川や崖線、浅間山のような、地域の景観を特徴づけている景観の要素があります。これらの周囲では重要な景観の構成要素に着目し、自然との調和に配慮した色彩とすることで、自然がもたらすうおいや季節の変化も豊かに感じられるようになります。

街並みの色彩に連続性や共通性を持たせるには、色彩の三属性である色相や明度、彩度の何れかもしくはトーンを揃えたり、三属性全てを揃えて類似色でまとめる方法などがあります。

府中市では、主要な建物の約8割が R(赤)系や YR(黄赤)系、Y(黄)系の暖色系色相を基調としていることを考慮すると、色相を暖色系で揃えて、明度や彩度で変化を出していく方法が最も自然といえます。

また、建物単体の配色をみても、ベージュの外壁に茶色の屋根やサッシなど、暖色系色相でまとめた例が多くみられます。暖色系色相で揃える手法は、日本の色彩景観における配色の基本といえます。

### 規模や形態にふさわしい色彩・配色

建築物等の色彩はすべて単色で構成されることもあれば、いくつかの色彩が組み合わせられることもあります。

こうして用いられる色彩は、同じ配色でも建築物等の規模や使用部位によって印象が変わります。

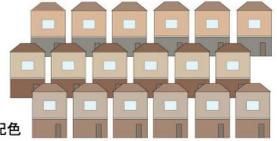
色彩には面積による効果があり、色面が大規模化すると派手な色や暗い色はその特徴がより顕著になります。このため、大規模な建築物においては、景観シミュレーションを実施したり、大型の色見本を用意するなど、より慎重な色彩選定が求められます。

また、後述する強調色、アクセント色などの色彩を建築物等の形態・部位に応じて使い分けることにより、外壁に特徴や表情をつけたり、商業施設などの低層部に彩りを与えて楽しい環境を作る色彩・配色とすることもできます。

さらに、規模・形態や建つ場所によっては周辺との連続性や共通性に配慮しながら、地域の景観を良好にする先導的な色彩環境を形成したり、ある程度の広がりを持つ、まとまった色彩景観を形成することもできます。



色相をそろえる配色



類似色をそろえる配色



トーンをそろえる配色

#### トーンとは

色彩の三属性のうち、明度と彩度を組み合わせたものをトーン(色調)と呼んでいます。

一般に明度と彩度の組み合わせが似ている色彩は、色相が異なっても、強弱や軽重、濃淡などの印象(イメージ)がほぼ共通しています。



規模や形態をふまえて適切な色分けをした集合住宅の例

## 目立たせるもの・なじませるもの

街並みの景観は多様な要素が集合して形成されています。それらの中には、強調したり、注意を与えるためより目立たせる要素と、周辺に溶け込むようになじませるべき要素があり、それらの秩序が良好に保たれている景観が美しく快適な景観として評価されます。

建築物や工物等のように規模が大きく長年にわたり同じ場所にあり続けるものは、周囲に馴染み景観のベースとなるような色彩を基本とし、生活に欠くことのできない情報や生活にうるおいや季節感を与えてくれる四季の草木や花々などが際立つようになります。

## 建築物等の慣例色

街並みの景観は、暖色系の中・低彩度の色彩がベースとなっています。市内の調査でも主要な建築物等のおよそ8割がこの範囲の色彩を基調としていることがわかりました。このように、一つの対象に慣例的に用いられる色彩を慣例色と呼びます。

多くの建築物等に用いられる慣例色は日本の風土の中で美しさや機能性、経済性などの観点から長い時間をかけて洗練されてきた合理的な色彩ということができ、色彩計画の基本色といえます。

## 色彩のイメージ効果とその限界

建築物等の色彩計画では、多くの人が共通の感覚を持つといわれる、色彩の寒暖や、明暗、軽重などのイメージを適切に採用し、景観形成の目標とする外観を創出することは色彩計画の有効な手段です。

同時に、このような効果の使用に当たっては、個々のイメージを強調する前に、その場所が持っているイメージを尊重して、良好な景観にふさわしい色彩の集合とすることが重要です。

## 色彩の耐久性とメンテナンス

建築物等はライフサイクルが長く、常に屋外で風雨にさらされるため、経年変化や汚れに強い低彩度色を選ぶことが望ましいといえます。

また、必要に応じてメンテナンスを行うことで美観を保ち、現況において問題のある建築物等は、メンテナンスにあわせて色彩計画を見直すことにより、その外観だけでなく周辺景観との関係性を改善することが望めます。

## 目立たせる色

交通標識  
催事の色  
花  
公共サイン  
交通機関の車両 など

高彩度色

樹木の緑  
モニュメント  
建築物のアクセント  
建築物の低層部 など

中彩度色

デッキ、橋、歩道橋  
ストリートファニチュア  
路面舗装  
建築物の中高層部  
建築物の屋根 など

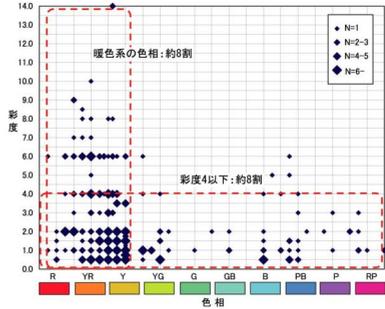
低彩度色

## なじませる色

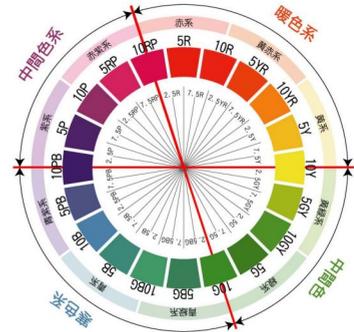
変化  
一時的  
小面積  
強い対比的  
動的  
アクセント

普通  
長期的  
大面積  
弱い対比的  
静的  
ベース

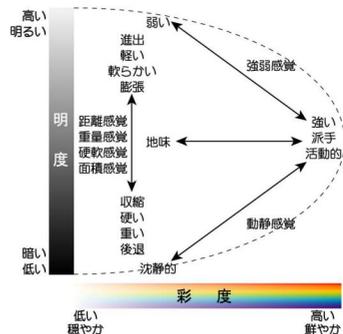
## 目立たせる色と周囲になじませる色の例



市内の建築物等の色彩調査結果 (N=500)



色相とイメージの関係



トーン (明度、彩度) とイメージの関係

府中市では、良好な色彩景観を形成してゆくため、街並みの景観に影響を与える一定規模以上の建築物等や、大規模な開発事業については、景観に好ましくない影響を与えないように、市内の実態調査の結果を踏まえ、使用できる色彩の範囲を色彩基準として景観計画に定めています。

色彩基準は、建築物等の外壁の面積比ごとに 80%(4/5)以上を基本色、20%(1/5)以下を強調色、5%(1/20)以下をアクセント色とし、段階的に使用できる色彩の範囲が広がるように、府中市がめざす色彩景観を踏まえ建築物等が立地する場所ごとに位置づけています。

そして、一定規模以上の建築物等や、大規模な開発事業を行う場合は届出をしていただき、周辺的环境も含めて色彩基準の範囲内で色彩の計画をしていただきます。

### 色彩基準の基本的考え方

色彩基準は、次のような視点に立って設定しています。

- (1) 原色に近い高彩度の色彩は避け、空や樹木、土や石などの自然の色と馴染みやすい、暖色系の低彩度色を基本とします。
- (2) 水辺空間や公園周辺の緑などが景観の構成要素として重要な地域では、地域の景観特性を踏まえた基準を定め、色彩の誘導を図ります。
- (3) 地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合などについてはこれを尊重します。

なお、石材などの地域固有の自然素材を使用する場合については、これを尊重しますが、外壁面に使用されるガラス材による色彩については上記の考え方を踏まえることとし、反射や透過による色彩も含めて周辺の街並み景観から突出しないことを基本とします。

### 色彩基準における面積比の考え方

景観計画では、建築物等の色彩について、届出対象に応じて適切な面積配分を設け、マンセル値による色彩基準を設けています。

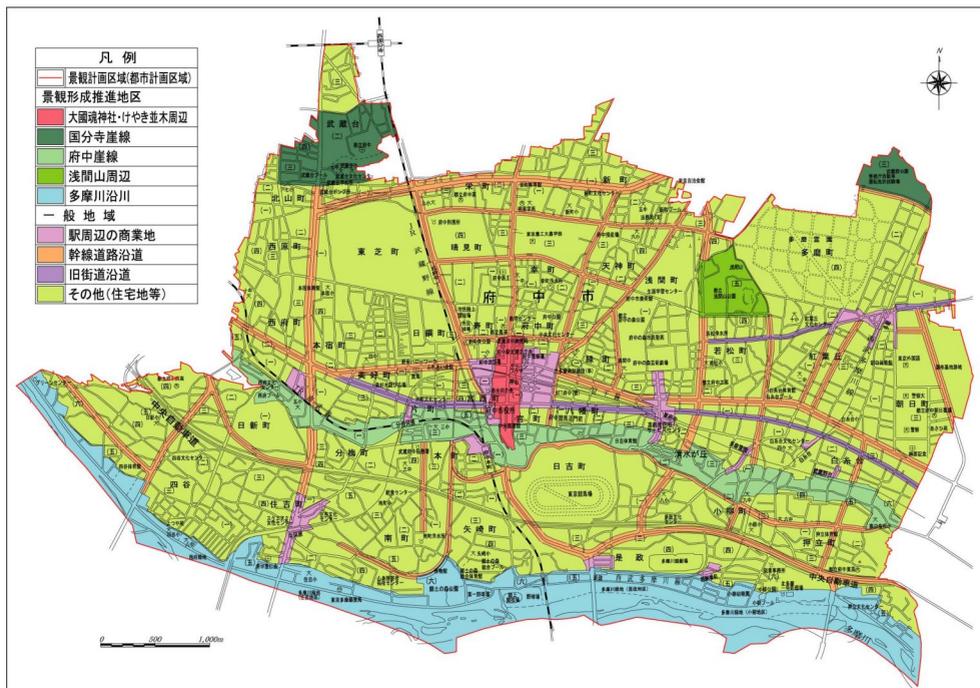
- (1) 基本色 外壁各面の 4/5 は、対象とする建物等だけでなく、周辺も含めた街並み景観のベースとなり、景観に与える影響がより大きいといえます。この部分は、各地域の色彩景観形成の考え方を踏まえ、基本色の基準の範囲内の色彩を用いてください。
- (2) 強調色 外壁に表情をつける場合などは、外壁各面の 1/5 について、強調色の基準の範囲の色彩を用いることができます。
- (3) アクセント色 強調色の他に外壁にアクセントをつける場合は、外壁各面の 1/20 以下で、アクセント色の基準の範囲の色彩を用いることができます。ただし、強調色とアクセント色の総量は外壁各面の 1/5 以内とします。(14 ページの一般地域・商業系は適用外です。)



色彩基準における面積比の考え方(イメージ)

## 色彩基準の対象地域

景観計画では、府中市全体を地域の景観的な特性により5つの「景観形成推進地区」と4つの「一般地域」に区分しています。そして、各区域ごとに色彩基準を位置づけています。



### ガイドライン記載ページ

#### ■景観形成推進地区

- ・大國魂神社・けやき並木周辺景観形成推進地区
- ・多摩川沿川景観形成推進地区
- ・国分寺崖線景観形成推進地区
- ・府中崖線景観形成推進地区
- ・浅間山周辺景観形成推進地区

#### ■一般地域

- ・駅周辺の商業地 p. 8
- ・幹線道路沿道 p. 10
- ・旧街道沿道 p. 12
- ・その他(住宅地等) p. 12

## 色彩基準の適用例



避けたい色彩を使用した景観（色彩基準適用前）



望ましい色彩を使用した景観（色彩基準適用後）